

一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程

[平成17年3月16日制定]

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人愛知県教育職員互助会（以下「互助会」という。）が保有する個人情報の保護に関して互助会が遵守すべき義務その他個人情報の適正な取扱いについての基本事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに事業の適正な運営に資することを目的とする。

2 互助会が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に定めるところによる。

(利用目的の特定)

第2条 互助会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなくてはならない。

(利用目的による制限)

第3条 互助会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 所在不明その他やむを得ない理由により、本人から同意を得ることができないとき

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

第4条 個人情報は、本人から取得するか、公正な手段により取得するものとする。

(第三者提供の制限)

第5条 互助会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 互助会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- 3 次に掲げる者は、前2項の規定の適用については、第三者には該当しないものとする。
- (1) 互助会が事業目的達成のために、個人データの取扱いを委託した者
 - (2) 互助会と共同して個人データを利用しており、共同利用していることが明らかな者
(外部委託)

第6条 個人データの取扱いを委託する場合は、個人情報保護の水準を満たす者を受託者として選定し、次に掲げる事項を委託契約書に明記しなくてはならない。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 利用目的以外の利用及び第三者への情報提供の禁止
- (3) 承認外の再委託の禁止

(保有個人データの利用目的の通知)

第7条 互助会は、次に掲げる場合を除き、互助会が保有する個人データ（以下「保有個人データ」という。）について本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人をいう。）（以下「本人等」という。）から利用目的の通知を求められたときは、速やかに本人等に通知しなくてはならない。

- (1) 互助会の広報活動等により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより互助会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 前項の場合において、非通知とするときは、その旨を速やかに本人等に通知しなくてはならない。

(保有個人データの開示)

第8条 互助会は、本人等から保有個人データの開示を求められたときは、当該保有個人データを本人等に速やかに開示（当該保有個人データの不存在の通知を含む。以下同じ。）しなくてはならない。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 互助会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本人等から開示を求められた、当該保有個人データの全部若しくは一部を非開示とする場合又は当該保有個人データが不存在の場合においては、その旨を本人等に速やかに通知しなくてはならない。

(保有個人データの訂正等)

第9条 互助会は、本人等から保有個人データの内容が事実でないという理由によって、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められたときは、速やかに調査を行い、その結果に基づき、保有個人データの訂正等を行わなければならない。

2 前項の場合において、訂正等を行ったとき又は訂正等を行わないことを決定したときは、その旨（訂正を行った場合は、その内容を含む。）を本人等に速やかに通知しなくてはならない。

(保有個人データの利用停止等)

第10条 互助会は、第3条、第4条又は第5条の規定に違反しているという理由で、本人等から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められた場合で、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、速やかに当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わないことを決定したときは、その旨を本人等に速やかに通知しなくてはならない。

（開示等の申出方法）

第11条 第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定の求めを行う者（以下「開示等の申出者」という。）は、互助会に対して別に定める様式第1号「個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等申出書」（以下「開示等申出書」という。）を提出しなければならない。

2 開示等の申出者は、当該申出に係る保有個人データの本人等であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を、開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなくてはならない。

3 互助会は、開示等申出書及び第2項の添付書類等に不備があると認めるときは、開示等の申出者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

（開示等の申出に対する決定通知）

第12条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、以下の様式により通知する。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 利用目的の通知を求められた場合 | 別に定める様式第2号 |
| (2) 開示を求められた場合 | 別に定める様式第3号 |
| (3) 訂正等を求められた場合 | 別に定める様式第4号 |
| (4) 利用停止等を求められた場合 | 別に定める様式第5号 |

2 前項の規定にかかわらず、互助会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の期間を相当な程度延長することができる。

この場合においては、互助会は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなくてはならない。

(手数料)

第13条 この規程により、互助会から保有個人データの写しを受ける者は、次表のとおり費用を負担しなければならない。

ただし、その総額が1,000円に満たない場合は免除する。

区 分		金 額	
写しの作成に 要する費用	複写機による写し	1枚につき10円	
	磁気ディスク等の電磁 的記録媒体による写し	電磁的記録媒体を 持参した場合	無料
		上記以外の場合	実費相当額
	上記以外の方法による写し	実費相当額	
写しの送付に要する費用		郵便料金等の額	

備考1 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する実費は、2枚として計算する。

2 金額には消費税及び地方消費税を含む。

(苦情処理)

第14条 互助会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、元号改正の日（令和元年5月1日）から施行する。

一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程に係る諸様式の取扱い

- 1 一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程（平成17年3月16日制定）第11条及び第12条の別に定める様式は次のとおりとする。
 - （1） 個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等申出書（様式第1号）
 - （2） 個人情報利用目的通知に関する申出に対する通知書（様式第2号）
 - （3） 個人情報開示に関する申出に対する通知書（様式第3号）
 - （4） 個人情報訂正等に関する申出に対する通知書（様式第4号）
 - （5） 個人情報利用停止等に関する申出に対する通知書（様式第5号）
- 2 この取扱いは、元号改正の日（令和元年5月1日）から適用する。

個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等申出書

年 月 日				
一般財団法人愛知県教育職員互助会長 殿				
請求者 (本人・代理人) (注1)	フリガナ		生年月日	性別
	氏名	印	年月日	男・女
	フリガナ			
	住所			
	電話番号	職員番号(注2)		

上記の者を代理人とします。

本人の 氏名・住所等 ※代理人による 申出の場合に 記入(注1)	フリガナ		生年月日	性別
	氏名	印	年月日	男・女
	フリガナ			
	住所			
	電話番号	職員番号(注2)		

一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程第11条の規定により
次のとおり申出ます。

1 申出事由(注3)

- ① 利用目的の通知
- ② 開示
- ③ 訂正等 訂正 追加 削除
- ④ 利用停止等
- 利用停止 停止期間 永久 その他（ 年 月）
- データ消去
- ⑤ 第三者提供停止 停止期間 永久 その他（ 年 月）

2 個人情報の名称又は内容(注4)

3 訂正等・利用停止等・第三者提供停止の内容及びその理由(注5)

4 開示の方法(注6)

- 閲覧 視聴 写しの手交 写しの郵送

- (注) 1 請求者欄の(本人・代理人)のいずれかを○で囲んでください。
また、代理人が請求する場合は、本人の氏名・住所等欄にも記入してください。
- 2 職員番号欄には、本人の公立学校共済組合員証番号(6桁)を記入してください。
- 3 申出事由欄の①から⑤(利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止)までのうち、該当する項目の□欄にレ印を記入してください。
③から④までの申出の場合は、それぞれ希望する措置について□欄にレ印を記入してください。
④の利用停止又は⑤の申出の場合は、その停止期間について、永久又はその他□欄にレ印を、その他欄には利用停止又は第三者提供停止の期間を記入してください。
- 4 申出の対象となる個人情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 5 ③から⑤までの申出の場合は、訂正等、利用停止等又は第三者提供停止の内容及びその理由をできるだけ具体的に記入してください。
また、申出内容を証明する書類等があれば、添付又は提示をしてください。
- 6 開示の方法については、希望する方法について□欄にレ印を記入してください。

※申出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) 本人の申出の場合

本人であることを証明するもの

例：本人の運転免許証、組合員証・健康保険の被保険者証又はパスポートの写し等

(2) 代理人の申出の場合

代理人であることを証明するもの

例：代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証又はパスポートの写し等

本人との続柄が確認できる戸籍謄本等

殿

一般財団法人愛知県教育職員互助会長

個人情報訂正等に関する申出に対する通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報訂正等に関する申出については、
以下のとおり通知します。

通知内容	1.全部訂正等 2.一部訂正等 3.全部不訂正等
訂正等の内容	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
訂正等をした日	年 月 日 ()
訂正等をしない部分 とその理由	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
問合せ先	一般財団法人愛知県教育職員互助会 担当 電話番号
備考	

殿

一般財団法人愛知県教育職員互助会長

個人情報利用停止等に関する申出に対する通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報利用停止等に関する申出については、
以下のとおり通知します。

通知内容	1.全部利用停止等 2.一部利用停止等 3.全部利用不停止等
利用停止等の内容	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> データ消去 <input type="checkbox"/> 第三者提供停止
利用停止等をした日	年 月 日 ()
利用停止等をしない 部分とその理由	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> データ消去 <input type="checkbox"/> 第三者提供停止
問合せ先	一般財団法人愛知県教育職員互助会 担当 電話番号
備考	

一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人愛知県教育職員互助会個人情報保護規程（以下「規程」という。）に関する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(非常勤職員との契約)

第2条 非常勤職員については、個人情報の秘密保持及び安全管理の遵守に関する事項を定めた「個人情報保護誓約書」（別紙）をもって、個人情報保護に関する契約を締結しなければならない。

(磁気媒体の種類及び手数料)

第3条 規程第13条表に掲げる写しの作成方法は、当面、複写機による写しの方法と電磁的記録媒体による写しの方法のみとする。

2 電磁的記録媒体は、次の各号に掲げる媒体に限るものとし、当該各号の区分に応じ、それぞれに定める額を負担するものとする。

- (1) フロッピーディスク（FD） 100円
- (2) 光磁気ディスク（MO） 700円

3 電磁的記録媒体は、原則として開示等の申出者が持参するものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この細則は、元号改正の日（令和元年5月1日）から施行する。

別紙

個人情報保護誓約書

私は、一般財団法人愛知県教育職員互助会に雇用され、業務を行う場合にあっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしたり、外部に持ち出すことはいたしません。

また、退職した後においても、これらの事項を他人に漏らすようなことはいたしません。

年 月 日

印